

令和8年3月31日
農 林 水 産 省
国 土 交 通 省

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令について

1. 背景

第 217 回国会で環境影響評価法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）が成立し、同法において環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「アセス法」という。）が改正され、アセス法第 53 条を 1 条繰り下げることとされた。

改正法の一部の施行に伴い、アセス法第 53 条を引用する公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年農林水産省・運輸省・建設省令第 1 号。以下「省令」という。）において、所要の措置を講じる必要がある。

2. 概要

今般の改正法の一部の施行により条ずれが生じるアセス法第 53 条を引用している省令第 4 条第 1 項第 2 号ロ（7）について、条ずれの措置を行う。

3. 今後のスケジュール

公布：令和 8 年 3 月 31 日

施行：令和 8 年 4 月 1 日 ※改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行日